

# 伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月29日(月) 午前9時00分から10時25分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員  
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
4番委員	10番委員	1番推進委員	9番推進委員
5番委員	11番委員	2番推進委員	10番推進委員
6番委員	12番委員	3番推進委員	11番推進委員
7番委員		4番推進委員	12番推進委員
8番委員		5番推進委員	13番推進委員
9番委員		6番推進委員	14番推進委員
		7番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (1人)

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 11番委員 12番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について  
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について  
議案第6号「非農地証明願」について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。  
田植えの方はお済でしょうか。今年は雨が多く降っているようで災害警報のレベル3が出ましたが、今後も雨が降ると思いますので災害には気を付けて活動をお願いいたします。

また、本日は総会終了後、農地利用状況調査の研修会が開催され、7月から9月にかけて調査をしていただく計画ですのでよろしくをお願いいたします。

本日は2番農業委員が欠席で出席人数は10名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

11番農業委員と12番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページから7ページまで、農業経営基盤強化促進法による解約が27件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

この案件は、15番推進委員が譲受人になっておりますので、議事に参与

できませんので、議事開始から終了まで退席をお願いします。

(15番推進委員退席)

議長 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

8ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、北九州市小倉南区星和台に居住する Y T さんです。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住する認定農業者の NK さんで、経営面積は108,926㎡です。

土地の所有者は、伊佐市大口篠原字瓦部石508番外2筆で、地目は田、地積は合計3,987㎡で、大口中央中学校から東へ約500mに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

次に番号2番の譲渡人は、伊佐市大口里に居住する U Z さんです。

譲受人は、伊佐市大口宮人に居住する認定農業者の I K さんで、経営面積は62,224㎡です。

土地の所有者は、伊佐市大口宮人字伊ケ月1300番10外1筆で、地目は畑、地積は合計3,490㎡で、羽月西小学校から南東へ約1.2kmに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

続きまして、貸借につきましてご説明申し上げます。

16ページの総括表をご覧ください。

期間は3年から10年で、面積は田92,013㎡、畑7,349㎡の計99,362㎡です。利用権を設定する者の数39名、利用権の設定を受ける者の数27名です。

土地の詳細につきましては、9ページ番号1から15ページ番号40のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙

手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

ここで、15番推進委員の入席をお願いします。

(15番推進委員入席)

議長

15番推進委員意見は決定しました。

15番  
推進委員

ありがとうございました。

————— 議案第2号 —————

議長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から9番まで一括で報告をお願いします。

質問される方は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番  
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月28日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は56歳です。

渡し人 T Nさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字障子鼻1223番1で、地目は畑、地積は962㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は187,075㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ

	ります。
議長	整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。
8番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る6月23日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。</p> <p>申請人 NYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は48歳です。 渡し人 HGさんは、北九州市小倉北区井堀に居住され、市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字平5129番1外2筆で、地目は畑、地積は合計1,767㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、資料10ページの整理番号11番の利用権設定で、田4筆5,665㎡があるので取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>整理番号3番については、取下げ申請が提出されました。</p> <p>整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る6月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。</p> <p>申請人 KHさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は80歳です。 渡し人 KKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番173で、地目は田、地積は1,007㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は22,820㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ</p>

ります。

議長 整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る6月27日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 ITさんは、愛知県半田市乙川町に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字平田2068番2外1筆で、地目は田、地積は合計4,286㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は34,815㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る6月19日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 DHさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 TSさんは、始良市西餅田に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田657番外4筆で、地目は田、地積は合計2,205㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は12,412㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議長 整理番号7番について、10番農業委員の報告を求めます。
- 10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る6月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。
- 申請人 NHさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は74歳です。  
渡し人 TSさんは、始良市西餅田に居住され、年齢は64歳です。  
申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田1018番で、地目は田、地積は1,048㎡で所有権移転売買になります。
- 受人の経営面積は5,431㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 整理番号8番について、6番農業委員の報告を求めます。
- 6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る6月27日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。
- 申請人 NKさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は52歳です。  
渡し人 NYさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は81歳です。  
申請地は、伊佐市大口大島字一丁田712番3外5筆で、地目は田、地積は合計12,493㎡で所有権移転贈与になります。
- 受人の経営面積は今回の贈与分12,493㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、  
農業委員 整理番号9番につきまして、去る6月28日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は61歳です。

渡し人 SOさんは、鹿児島市常盤1丁目に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字今市3544番1で、地目は畑、地積は310㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は6,670㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から整理番号9番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、1件の取下げ、8件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————



議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、整理番号1番から9番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番から9番について、同じ地域による編入のため、一括で報告させていただきます。

去る6月23日、申請者の代表 UTさんと、申請人 UMさん立会いのもと、10番農業委員、8番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請地は山野石井公民館より東側へ約1kmに位置しています。

整理番号1番は、伊佐市大口山野の UKさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3109番1外4筆で、地目は田、地積は合計2,859㎡です。

整理番号2番は、伊佐市大口山野の UMさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3124番1外1筆で、地目は田と畑で、地積は合計903㎡です。

整理番号3番は、伊佐市大口山野の UTさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3132番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,354㎡です。

整理番号4番は、愛知県豊田市松平志賀町の HTさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3070番で、地目は田、地積は1,082㎡です。

整理番号5番は、兵庫県宝塚市高司1丁目の UYさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3126番3外4筆で、地目は田4筆、畑1筆で、地積は合計3,201㎡です。

整理番号6番は、伊佐市大口山野の UTさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3135番3で、地目は田、地積は706㎡です。

整理番号7番は、伊佐市大口山野の UKさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3110番5で、地目は田、地積は399㎡です。

整理番号8番は、伊佐市大口山野の UMさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3126番1で、地目は田、地積は199㎡です。

整理番号9番は、伊佐市大口山野の KTさんで、申請地は、伊佐市大口山野字登尾2983番3外5筆で、地目は田、地積は合計2,521㎡です。

整理番号1番から9番まで、田22筆12,070㎡、畑2筆1,154㎡、24筆合計13,224㎡になります。

以上が農用地区域に編入して、農地の有効利用を図りたいとのことです。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番から9番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号1番から9番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号10番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号10番について、去る6月23日、申請人 Y Iさん立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

申請人 Y Iさんは伊佐市菱刈前目に居住されています。

申請地は伊佐市菱刈前目字大山口3853番4、地目は雑種地ですが現況は田、地積は325㎡です。

編入目的は、農用地区域に編入して、農地の有効利用を図るものです。

所在地は、住友鉱山事務所から北へ約100mに位置し、北側は宅地、南側は川を挟んで田、東側は道路、西側は田であります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	<p>12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号10番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号10番は、意見並びに許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号11番から13番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>
4 農 業 委 員	番	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)」申出の意見決定についてのうち、整理番号11番から13番について、去る6月23日、申請人の代理人 MHさん立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。</p> <p>なお、整理番号11番から13番については、所有者はそれぞれ違いますが隣接しており今回、IAさんが代表で、農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出を出されております。</p> <p>申請人 IAさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は80歳です。</p> <p>整理番号11番の所有者は、伊佐市大口針持の STさんで、申請地は、伊佐市大口針持字坂下2704番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,849㎡です。</p> <p>整理番号12番の所有者は、伊佐市大口針持の IAさんで、申請地は、伊佐市大口針持字坂下2709番1で、地目は田、地積は3,533㎡です。</p> <p>整理番号13番の所有者は、伊佐市大口針持の MKさんで、申請地は、伊佐市大口針持字坂下2710番1で、地目は田、地積は3,391㎡です。</p> <p>編入目的は、農用地区域に編入し農地の有効利用を図るもので周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>所在地は、田代自治会館から北へ約1kmに位置し、現況はよく管理された田で、東西南北周囲は山林です。</p>

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号11番から13番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号11番から13番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号14番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)」申出の意見決定についてのうち、整理番号14番について、去る6月23日、申請人の代理人 MHさん立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字田代1703番1外1筆で、地目は田、地積は合計1,501㎡です。

編入目的は、農用地区域に編入し農地の有効利用を図るもので周囲に与える影響はないと思われます。

所在地は、田代自治会館から東へ約0.1kmに位置し、現況はよく管理された田で、東側は宅地、西側は田、南側は道路、北側は宅地です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしま

		す。以上で報告を終わります。
議	長	4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号14番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号14番は、意見並びに許可が決定いたしました。
議	長	整理番号15番について、12番農業委員の報告を求めます。
12番 農業委員		議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号15番について、去る6月23日、申請人 NSさん立会いのもと、4番推進委員、5番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。 申請人 NSさんは伊佐市菱刈市山に居住されています。 申請地は伊佐市菱刈市山字柚木1776番6、地目は田、地積は6,467㎡です。 除外目的は、現在まで農地として管理してきたが用水路の補修であったり、山中で高土手であったり、鳥獣被害などがある。申請人も高齢化しており、また担い手・後継者もおらず、今後は山林として土地の維持管理をしていきたいとのことです。 所在地は、東市山公民館から東へ約1.5kmに位置し、周囲は東西南北山林であります。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号15番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号15番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号16番から19番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号16番から19番について、同じ地域による編入のため、一括で報告させていただきます。

去る6月23日、申請者の代表 UTさんと、申請人 UMさん立会いのもと、10番農業委員、8番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請地は山野石井公民館より東側へ約1kmに位置しています。

整理番号16番は、伊佐市大口山野の UMさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3098番外13筆で、地目は田、地積は合計8,491㎡です。

整理番号17番は、伊佐市大口山野の UKさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3091番1で、地目は田で、地積は557㎡です。

整理番号18番は、伊佐市大口山野の UMさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3091番5で、地目は田、地積は377㎡です。

整理番号19番は、伊佐市大口山野の UIさんで、申請地は、伊佐市大口山野字内村3094番2で、地目は田、地積は986㎡です。

農用地区域に編入して、農地の有効利用を図りたいとのことです。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号16番から19番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号16番から19番は、意見並びに許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号20番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5番農業委員		<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号20番について、去る6月23日、申請者のIKさんと工事請負のMKさん立会いのもと、6番推進委員、私10番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>申請人 IKさんは伊佐市大口平出水に居住され、年齢は92歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字小原野2234番75で、地目は畑、地積は4,599㎡です。</p> <p>除外目的は太陽光発電施設で具体的な転用計画があり除外することで周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま</p> <p>所在地は梁瀬牧場所有地の隣に位置し、現況は原野化している畑で、東側は原野、西側は山林、南側も山林、北側は道路です。</p> <p>添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号20番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号20番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号21番から23番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定についてのうち、整理番号21番から23番について、去る6月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、9番推進委員、事務局の2名で共同調査をいたしましたので、事務局が報告いたします。

なお、整理番号21番から23番について、所有者はそれぞれ違いますが一体事業で太陽光発電施設を予定しており、今回、農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出が出されております。

申請人 H株式会社 代表取締役 YKさんは、大阪府八尾市青山町二丁目に所在する一般法人です。

整理番号21番の所有者は、伊佐市菱刈下手のITさんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田3005番1で、地目は田、地積は906㎡です。

整理番号22番の所有者は、伊佐市菱刈下手のSSさんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田3006番1、地目は田、地積は2,797㎡と、同じく字飛田3006番2、地目は畑、地積は147㎡で、地積合計は2,944㎡です。

整理番号23番の所有者は、伊佐市菱刈下手のHHさんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田3007番1で、地目は田、地積は1,318㎡です。

除外目的は、太陽光発電施設で具体的な転用計画があり除外することで周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま

す。所在地は下手消防詰所から北へ約0.1kmに位置し、現況はよく管理された田と畑で、東側は田と山林、西側は道路、南側は原野、北側は道路を挟んで宅地と畑です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であ



ると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号21番から23番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号21番から23番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号24番から29番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定についてのうち、整理番号24番から29番について、去る6月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、9番推進委員、事務局の2名で、共同調査をしましたので、事務局が報告いたします。

なお、整理番号24番から29番について、所有者はそれぞれ違いますが一体事業で太陽光発電施設を予定しており、今回、農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出が出されております。

申請人 株式会社F 代表取締役 OHさんは、福岡市南区日佐3丁目に所在する一般法人です。

整理番号24番の所有者は、伊佐市菱刈下手の SHさんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2646番2外4筆で、地目は田、地積は合計2,399㎡です。

整理番号25番の所有者は、伊佐市菱刈下手の TTさんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2648番4で、地目は田、地積は315㎡です。

整理番号26番の所有者は、伊佐市菱刈花北の IMさんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2648番5外1筆で、地目は田、地積は合計1,202㎡です。

整理番号27番の所有者は、伊佐市菱刈下手の HMさんで、申請地は、

伊佐市菱刈下手字中牟田 2 6 4 6 番 1 外 2 筆で、地目は田、地積は合計 2, 3 3 7 m<sup>2</sup>です。

整理番号 2 8 番の所有者は、伊佐市菱刈下手の HW さんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田 2 6 4 5 番 4 外 1 筆で、地目は田、地積は合計 7 2 9 m<sup>2</sup>です。

整理番号 2 9 番の所有者は、伊佐市菱刈下手の YT さんで、申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田 2 6 4 3 番 1 外 2 筆で、地目は畑 1 筆、田 2 筆で、地積は合計 2, 9 7 1 m<sup>2</sup>です。

除外目的は、太陽光発電施設で具体的な転用計画があり除外することで周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われま

す。所在地は学校給食センターから北西へ約 0. 7 k m に位置し、現況はよく管理された田と畑で、東側は山林、西側は田、南側は田、北側は宅地です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については 2 名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号 2 4 番から 2 9 番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号 2 4 番から 2 9 番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号 3 0 番について、6 番農業委員の報告を求めます。

6 番 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申出」  
農 業 委 員 の意見決定についてのうち、整理番号 3 0 番について、去る 6 月 2 3 日、

申請者の TTさん立会いのもと、3番推進委員、13番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人 TTさんは伊佐市大口白木に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口白木字笹之元1325番153で、地目は畑、地積は3,465㎡です。

用途区分変更目的は牛舎と運動場にするもので、周囲の農地への集団化・作業効率化への影響はないものと思われます。

所在地は富ヶ丘公民館の北西約1kmに位置し、現況は飼料畑で、北側は宅地、南側は山林、東側は宅地、西側は畑です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号30番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号30番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号31番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号31番について、去る6月23日、申請者の代理人 STさん立会いのもと、10番推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

申請人 SMさんは伊佐市菱刈重留に居住されておりました。

申請地は、伊佐市菱刈重留字鶏通迫673番1で、地目は田、地積は196㎡です。

除外目的は伊佐市防災設備事業による防火水槽設置で、周囲の農地への  
集団化・作業効率化への影響はないものと思われます。

所在地は伊佐北始良火葬場事務所から北西へ約0.3kmに位置し、現  
況はよく管理された田で、東側は宅地、西側は田、南側は宅地、北側は田  
です。

添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写  
真等が添付されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であ  
ると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしま  
す。以上で報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご  
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号31番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手  
を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号31番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・  
編入)申出」の意見決定について、申請件数31件について、31件の意  
見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
いて、整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ  
農業委員 いて、整理番号1番について、去る6月23日、申請人 TTさん立会い  
のもと、3番推進委員、13番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調  
査をしましたので、6番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は87歳です。  
申請地は、伊佐市大口白木字笹之元1325番153で、地目は畑、地積は3,465㎡です。

農地区分は農用地区域内農地で転用目的は牛舎、牛の運動場及びロール置場となっております。

所在地は、富ヶ丘公民館から北西へ約1kmに位置し、東側は宅地、西側は畑、南側は山林、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。  
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

1 0 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に

農業委員	<p>ついでのうち、整理番号1番について去る6月23日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、8番農業委員、8番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、茨城県つくば市に所在する U株式会社 代表取締役 KKさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口牛尾に居住されている STさんで、年齢は79歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山506番54、地目は畑、地積は1,466㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、郡山団地から北へ約600mに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は道路を挟んで畑、北側は道路を挟んで山林、西側は墓地と山林で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数236枚、設置容量103.84kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>

4 番  
農 業 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月23日、申請人の代理人 M 行政書士立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、茨城県つくば市に所在する U株式会社 代表取締役 KK さんで一般法人です。

譲渡人は、東京都八王子市七国四丁目に居住されている ME さんで、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字片尾ノ元935番で、地目は畑、地積は940㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。

所在地は、金波田公民館より南へ約300mに位置しており、西側は道路と水路、南側は道路、北側、西側は宅地で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数176枚、設置容量72.16kWを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長	整理番号3番について、事務局の報告を求めます。
事 務 局	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る6月23日、申請人の代理人 M 行政書士立会いのもと、13番農業委員、11番推進委員、事務局の3名で共同調査をしましたので、事務局が報告いたします。</p> <p>譲受人は、茨城県つくば市に所在する U株式会社 代表取締役 KKさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、千葉県成田市幸町に居住されている SMさんで、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口里字青木ケ島2782番で、地目は田、地積は959㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は大口都市計画用途地域内にあることから、第3種農地と判断され、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、伊佐湧水警察署に隣接しており、北側、西側は宅地、東側は市道、南側は田で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数176枚、設置容量77.4kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議 長	全員挙手。



		よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農 業 委 員	番 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る6月23日、申請人の代理人 O 行政書士立会いのもと、10番推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈重留に居住されている YHさんで、年齢は42歳です。</p> <p>譲渡人は、横浜市青葉区あざみ野に居住されている SSさんで、市外住民です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈重留字池之原1317番7で、地目は田、地積は368㎡です。</p> <p>転用目的は駐車場及び資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、田中小学校より西へ約700mに位置しており、東側は畑、南側は宅地、北側は水路、西側は田で周囲に与える影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	全員挙手。

		よって整理番号4番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。
6	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る6月23日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、3番推進委員、13番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。
農	業	譲受人は、大阪市中央区道修町一丁目に所在する 株式会社E 代表取締役 KKさんで一般法人です。
委	員	譲渡人は、鹿児島市永吉三丁目に居住されている NEさんで、年齢は73歳です。
		申請地は、伊佐市大口宮人字砂走409番41で、地目は畑、地積は1,534㎡です。
		転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。
		所在地は、八代公民館から北へ約200mに位置し、東側は宅地、西側は道路、南側は竹林、南側は太陽光発電施設で周囲に与える影響はないと思われます。
		太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数212枚、設置容量49.5kWを予定しております。
		添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。
		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。
		整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
1 1 番 農 業 委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る6月23日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、長崎県五島町に所在する 株式会社Y 代表取締役 YKさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている TTさんで、年齢は69歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字柴江1295番1で、地目は畑、地積は797㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、南九州変電所から西へ約200mに位置し、南側は雑種地、東側は道路、北側は太陽光発電施設、西側は雑種地で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数280枚、設置容量49.5kWを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長 全員挙手。  
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る6月23日、申請人 NKさん立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、曾於郡大崎町永吉に居住されている NKさんで、市外住民です。

譲渡人は、始良市池島町に居住されている YKさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3167番4外1筆で、地目は畑、地積は合計45.79㎡です。

転用目的は作業用搬入路で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与であります。

所在地は、湯ノ尾小学校から南西へ約700mに位置し、南側は畑、東側は道路、北側は道路、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。  
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第6号非農地証明願についてのうち、整理番号1番につきまして、去る6月23日、13番農業委員、11番推進委員、事務局で現地調査を行いましたので、事務局が報告いたします。

申請人 MMさんは、鹿児島市平之町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口里字西戸切2933番1、地目は畑、地積は62㎡です。

所在地は、大口ふれあいセンターから南東へ約250mに位置し、東側は宅地、西側は道路を挟んで宅地、南側は雑種地、北側は原野となっています。

非農地になった時期及び理由としては、大正13年に隣接する2933番2に木造の農家住宅建設に伴い、申請地も住宅地の一部として利用され現在に至っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の

挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長

議案第6号「非農地証明願」1件申請のうち1件の許可が決定いたしました。

議 長

その他。事務局お願いします。

事 務 局

総会資料の最終ページをお開きください。6月の月例報告をします。  
5日、6月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。  
23日、現地調査を一斉にしております。29日、本日は第3回農業委員会総会です。  
7月の行事予定ですが、6日に7月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。30日が第4回農業委員会総会です。  
月例報告は以上です。

議 長

他にないでしょうか。

事 務 局

以上で、令和2年度 第3回農業委員会総会を終わります。  
姿勢を正してください。  
一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時25分】

---

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 ..... 会 長 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 1 番 .....

伊佐市農業委員 ..... 1 2 番 .....